

# 中小静岡 企業静岡

CHUOKAI MONTHLY 2010

3  
No.676

## ■ 特集

### 知っておきたい！ 上手な総会運営術

クローズアップインタビュー  
静岡電気工業協同組合  
小笠原正基理事長

シリーズ「くみあい百景」  
大井川港桜海老商業協同組合



## 富士山静岡空港



Sunuga Makie (Gold Lacquer)

## 駿河蒔絵

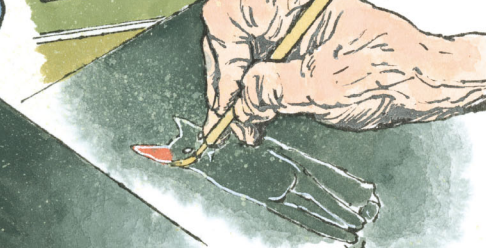
駿河蒔絵は漆面に金粉や銀粉をまきつけたり、卵殻や貝を貼って加飾する特色ある漆器産地として静岡の名を高める源となっている。製品には、硯箱、盆、文庫、花器、下駄、アクセサリー、仏壇等がある。



(1)置目(おきめ)  
漆で描いた下絵を裏返して写し、輪郭に銀粉などをつけていきます。



(4)高上げ(たかあげ)漆を塗り重ねて絵に厚みをつける。この作業は(2)(3)(4)の作業を蒔絵の色の数だけ繰り返していく熟練の技です。



(2)地描き(ぢがき)  
輪郭に沿って絵に漆をうすく塗る。



(3)地蒔き(ぢまき)  
粉筒(ふんづ)に金粉や銀粉などを入れて、塗った漆の上にまきます。「粉筒」…金粉や銀粉などを蒔く道具。

(5)磨き(みがき)角粉(つのこ)をつけて、きれいに磨きあげれば蒔絵の出来あがり。「角粉」は仕上げの時に使う細かな研磨剤。昔は鹿の角を焼いて粉にしたものを使用した。



# 「堅実」という言葉が何より好き。 そんなあなたの定期預金です。

## 個人向け新型定期預金「マイハーベスト」 安心のポイント

### ① 通常の預金よりも好金利\*

原則として期限前解約できない代わりに、通常の定期預金(固定金利)よりも、有利な金利\*をご提供します。

\*弊金庫内の商品と比較した場合。

### ② 安全・確実に資産が増やせる

元本保証、預金保険の対象で、満期まで変わらない固定金利にてお預かりします。

### ③ ご計画に合わせて選べる期間

お客様の資金計画に合わせて期間を1年、2年、3年からお選びいただけます。



コツコツな  
時間が代  
いです  
ばから  
ん。

どなたでもお預けいただける、安全・確実な定期預金をご用意しています。

個人向け新型定期預金

# マイハーベスト

あなたのBANK  
**商工中金**

●静岡 〒420-0853 静岡市葵区追手町6-3  
●浜松 〒430-0917 浜松市中区常盤町133-1  
●沼津 〒410-0832 沼津市御幸町17-5

☎054-254-4131  
☎053-454-1521  
☎055-931-2924

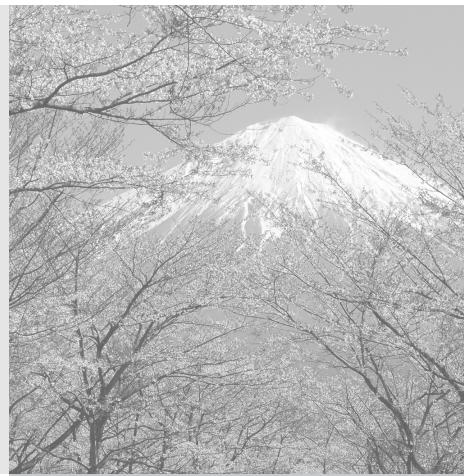
テレホンバンキングセンター ☎0120-299-233  
受付時間/平日9:00~17:00(銀行休業日を除く)

ホームページ <http://www.shokochukin.co.jp/>

# 中小静岡 企業新聞

2010 MARCH No.676

C O N T E N T S



**特集** **知っておきたい！  
上手な総会運営術** **2**

クローズアップ  
インタビュー **組合が創立60周年  
魅力ある事業を展開し、組合の求心力向上を** **12**  
静岡電気工業協同組合 小笠原正基 理事長



Business  
Report **温暖化対策にLED照明を導入 ほか** **14**



事務局多士済済 **「組合活動をもっと知ってもらいたい」と広報活動に全力** **16**  
袋井地区建設事業協同組合 天野二十夫 事務局長

視点・指導員の  
現場から **地域産業振興に果たす中小企業組合の役割とは** **19**

ネットワーク **中小・小規模企業の資金繰りを支援します！ ほか** **20**

シリーズ  
「くみあい百景」 **駿河湾桜えびの消費拡大を目指す** **22**  
大井川港桜海老商業協同組合



新設組合・  
読者プラザ **駿河テクノ協同組合 小林智明 理事長** **24**  
**東部青年中央会理事 影山三典**

\* **今月のえがお** \*



スズキ協力協同組合  
(浜松市)  
よしの  
**鈴木美野**さん

スズキ株式会社の協力企業82社からなる組合で、原価低減活動やQCサークル活動、人材育成など幅広く事業を展開しています。

その組合に昨年4月に入った鈴木さん。もう少しで1年がたちます。「だんだんと仕事になれてきましたが、気を抜かずミスがないように気をつけています」。担当は、研修やセミナーの取りまとめ「年間3,000人くらいの従業員さんに参加していただいています。組合員の窓口の方などの名前と顔を覚え、業務を円滑に進められるようにしたいです」と努力も怠りません。

通勤はもちろんスズキの愛車。「見た目はもちろん、燃費もいいですし荷物もたくさんのもって快適です」。

帰宅後の日課は、甥のお世話。「一番上の姉に2人目の子どもが生まれたので子守をよくしています。すごくかわいいんですよ」。

休日は、「友達とお菓子作りをしたり、近くの健康ランドで温泉や岩盤浴を楽しんでいます」。

仕事もプライベートも充実しているようで、終始明るいえがおが絶えませんでした。

<http://www.siz-sba.or.jp/library/chusho-kigyo/1003/index.html>

# 特集

知っておきたい！

## 上手な総会運営術

本会員組合の八割以上が決算期を迎える三月。ほとんどの組合では、決算終了後、二カ月以内に通常総会を開催することが定款によって定められている。このため、多くの組合にとって、四月、五月は、総会の準備やその運営、さらに終了後の各種手続きなどで、多忙を極めることになる。特集では、昨年の総会シーズンに本会指導員が出席した二三八組合のデータを交え、総会開催にあたってのポイントを解説する。

### 決算から総会開催までの手続き

中小企業等協同組合(中協法)では、決算から総会開催までの間に組合が行う手続きを、次のように規定している。

①決算関係書類及び事業報告書は、監事の監査を受けた上で理事会の承認を受けなければならない。

②理事は、理事会の承認を受けた決算関係書類、事業報告書及び監査報告を、通常総会の通知とともに組合員に提供(書面の場合は郵送)しなければならない。

③組合は、通常総会の二週間前までに決算関係書類及び事業報告書を主たる事務所及び従たる事務所(従たる事務所へは写し)に備え置かなければならない。注意しなければならないのは、監事が監査報告を理事に通知するまでの期間。組合から決算関係書類(業務監査権限を有する監事は事業報告書を含む)を提供されてか

ら、原則として四週間をあげなければならない。しかし、監事が決算関係書類の提供を受けてから、結果として四週間を待たずに監査報告を行うことは問題ない。したがって、監事の監査能力と監査に要する実際の期間を見極め、関係書類の作成期限を予め決定することが、重要となる。

### 組合員全員の同意がある場合は、招集手続の省略も可

通常総会の開催について法では、「定款の定めるところにより、毎事業年度一回招集しなければならない」(中協法第四六条、中団法第五条の二三第三項及び第四七条第二項)と定めているのみである。このため、定款で毎事業年度終了後二カ月以内に開催する、と定めるのが一般的だ(定款変更で事業年度終了日から三カ月以内の開催も可能)。通常総会の招集権者は、代表理事だが、招集は理事会の議決を経て行わなければならない。

総会の招集は、会日の一〇日前(これを下回る期間を定めた場合には、その期間までに会議の目的たる事項(議案)を示し、定款の定めた方法にしたがい通知する。この際、議案の提示に加え、決算関係書類と事業報告書、監査報告を併せて提供しなければならない。組合員全員の同意がある場合は、招集手続は省略でき、決算関係書類などを組合員に事前に提供する必要もない。なお、収支予算や事業計画などは、事前提供の対象になつていない。

招集通知は書面に加え、電磁的方法で行うこともできる。この通知は、組合から、希望する組合員が申し出た電子メールアドレスに宛てて発して行い、当該電子メールは、通常到達すべきであった時に到達したものとみなされる。

電磁的方法によって行う場合は、定款にその旨を定めるとともに、組合員個別に同意を要するので注意が必要だ。



## 知っておきたい！上手な総会運営術

**六割近くがホテルや旅館で実施**  
 通常総会は、組合員が一堂に会し、前年の総決算と新たな年の方向性を決定する重要な場。一人でも多くの組合員が参加できるように会場にも配慮したい。

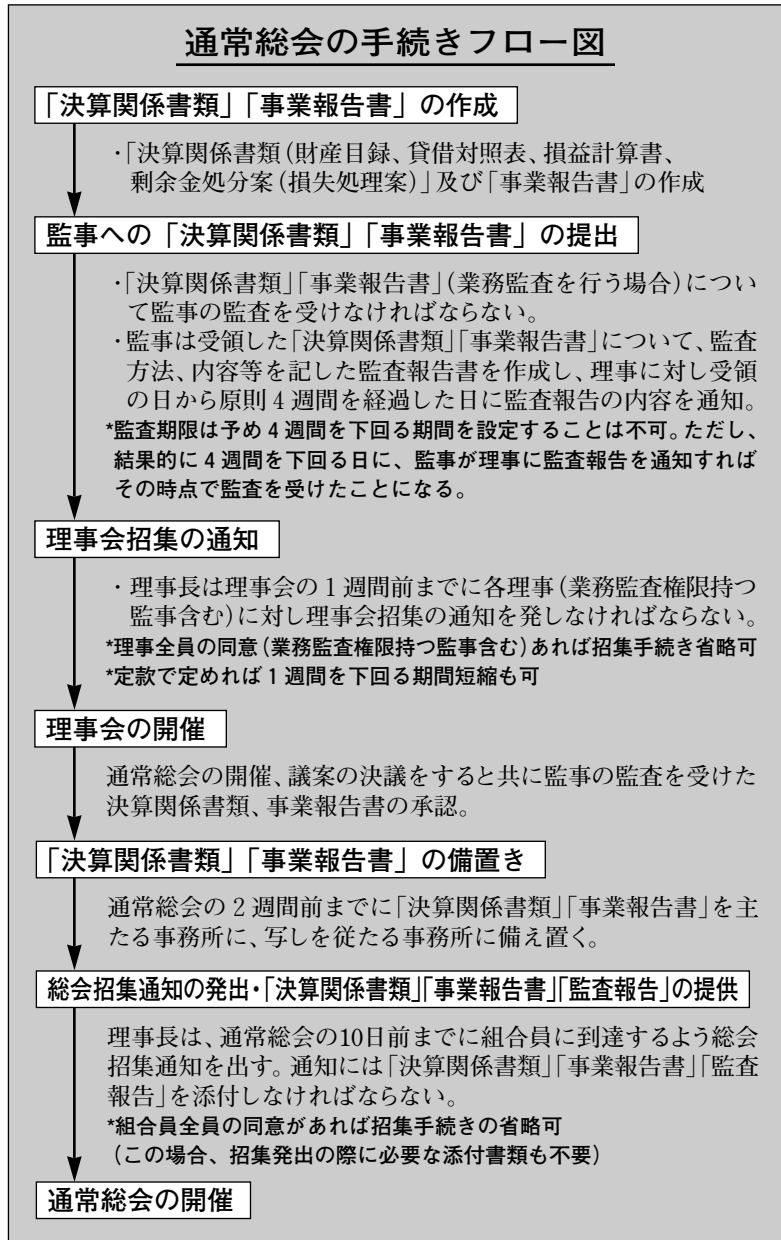
昨年度、本会指導員が出席した二三八組合の総会会場でも多かったのは、ホテル・旅館などの民間会場で五七・一％を占めた。一方、組合事務所は二九・八％、公民館などの公共施設は一〇・五％にとどまった(図表①)。

「年に一度の総会だから、多少費用がかかっ

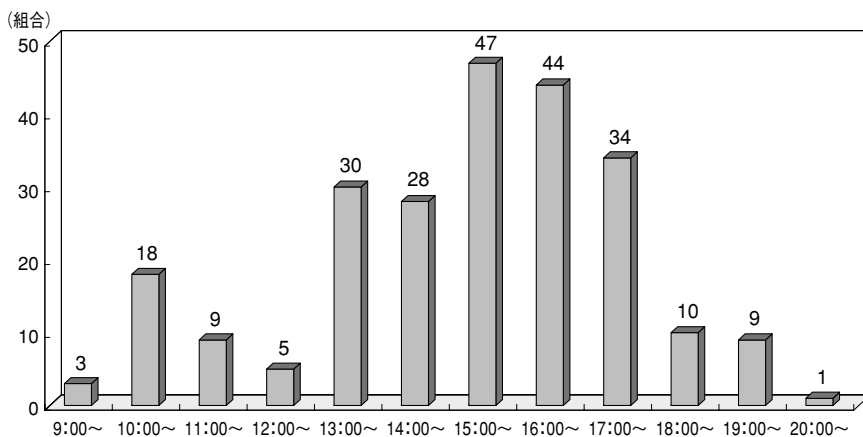
ても、設備やサービスが充実したホテルで、「審議終了後の懇親会も」と民間施設を選ぶ組合が多いことを示している。

**半数以上が一五時〜一七時にスタート**  
 総会の開始時間は、一五時から一七時までに五二・五％と半数以上が集中した。

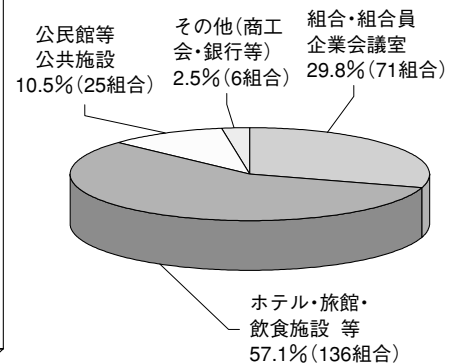
一方、市場で鮮魚や青果を扱う卸売業・小売業者の組合では、早朝の繁忙時間が過ぎた午前九時ころから、商店街組合では、閉店の午後七時以降、というように、組合員の業種によって、最も集まりやすい時間帯を設定することも多いようだ(図表②)。



図表② 総会の開始時間



図表① 総会会場



## 総会の定足数

総会は、適法な招集手続を経たうえで、出席した組合員が定足数を満たしてはじめて成立する。これらは、総会の議決が有効になされるための前提条件である。

総会の定足数は、特別議決(後述)を要する事項については、法により総組合員の二分の一以上の出席が求められているが、その他の議決事項については特に定めがない。だが、多くの組合では、定款でその他の議決事項についても総組合員の二分の一以上の出席を定めているので、それにしたがって定足数に達しているかを確認する。

なお、協業組合では、全ての議決事項で、議決権の総数の過半数にあたる議決権を有する組合員の出席、という定足数が法に定められている。

## 議長は議決に加われない

議事の進行役を務める議長の選任も、重要である。

前述のとおり、ほとんどの組合では、総会の議事は、組合員総数の半数以上が出席し、その議決権の過半数で決まると定款に記載されている。審議に入る前にこれを確認し、議場に報告するのも議長の役割のひとつ。

議長は、総会に出席した組合員または組合員である法人の代表者(代表権を持たない役員を含むとされる)の中から選任する、と定款で定められていることが多い。

議長は、組合員として総会の議決に加われず、自分の代理人による議決権の行使や他の組合員の代理人となることもできない。だが、普通議決事項については、可否同数の場合は、議長の決するところによるとされるなど、可否の決定権が与えられている。一方、法では議決権と選挙権を区別しているので、選挙権は有する、とされている。

なお、協業組合では、議長を含む出席者の議決権数で決し、可否同数の場合は議長に決定権はなく、否決となる。

## 総会成立の報告をお忘れなく

総会成立の報告を行ったのは、二三八組合中、二三五組合と圧倒的多数にのぼる。一方、三組合と僅かではあるが、報告忘れも見られた(図表③)。

定足数の確認を怠ったばかりに、後日決議の取消しに発展、ということも無いとは限らない。総会成立の報告は、きっちり行いたい。

## 二・三％の組合で全員本人出席

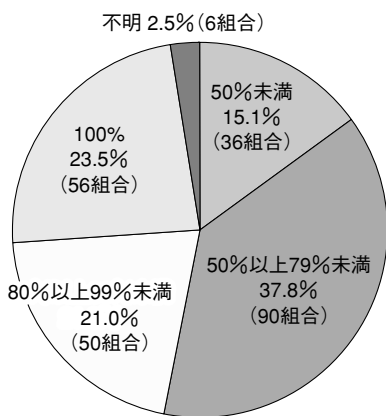
総会は、組合員全員の出席が望ましい。だが、現実には、組合員数などから、本人出席で過半数の出席者が得られれば、上出来の部類という組合も多いだろう。

昨年度、本人出席が八割を超えた組合は、四四・五％(一〇六組合)。

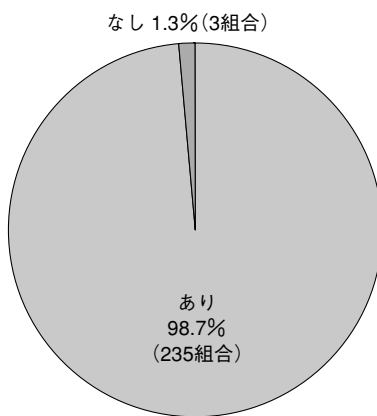
さらに組合員全員が出席し、全て本人出席、という組合は全体の二二・五％(五六組合)と四分の一近くを占めた(図表④)。

懇親会や記念講演会の企画など、出席率アップのため、工夫を凝らす組合も多い。だが、なんと言っても、魅力ある事業の展開と組合運営こそ、出席率アップにつながるのではないだろうか。

図表④ 出席状況(本人出席)



図表③ 総会成立の報告





## 知っておきたい！上手な総会運営術

### 書面や代理人による議決権行使には注意を

組合員には、出資口数の多寡や事業規模の大小などに関係なく、議決権・選挙権が平等に一個与えられている（協業組合や商工組合連合会については例外あり）。

議決権とは、組合員が総会に出席してその決議に加わる権利で、総会外では行使できない。

議決権は、書面または代理人によって行使することもできる。これらの方法で議決権を行使する者も、出席者数に含まれるので注意したい。

書面または代理人による議決権の行使には、次の条件が設けられている。

①書面または代理人による権利行使は、あらかじめ総会の招集通知によって組合員に通知のあった事項に限られる。

②代理人は、組合員の親族や使用人、他の組合員でなければなることができない（法人組合員では「代表権を有しない取締役」も代理人に含まれるとされる）。

③代理人は、五人以上の組合員を代理することはできない（最大四人まで。具体数は各組合の定款に規定）。

④代理人は、代理権を証する書面を組合に提出しなければならない（電磁的方法による議決権行使が定款で定められているときは、書面の提出に代えて代理権を電磁的方法により証明することができる）。代理議決は、特定の者を代理人に依頼す

ることなく、白紙委任状を組合に送付することが慣行上多くみられる。

白紙委任状とは、組合員が総会に関して全般の責任をもつ理事長に対し、代理人の選定を一任したもので、総会までに白紙の箇所（代理権を行使する者の氏名）が記されてはじめて委任状としての効力を発する。

③に示したように代理人の代理できる数は、組合の定款で定められており、これを超える委任状は無効となり、出席者数にも算入されないので気をつけたい。

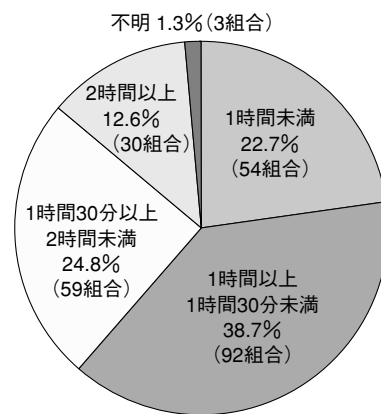
したがって、総会の受付では、出席者を受付名簿でチェックし、とくに代理人による出席の場合は、委任状の提出を求め、本人氏名印や代理人氏名の有無、一人が定款で定められる代理人数を超えていないかなど、きつちりと確認を行うことも必要だ。

### 議案説明にも工夫を

前年度の総決算と新たな年の方針を審議決定する重要な場である通常総会。では、議事にかかる時間（所要時間）は、どのくらいなのだろうか。六三・五％にあたる一五一組合では、所要時間が一時間から二時間である一方、五四組合（二二・七％）では、一時間未満。最短は二七分（役員改選なし）で、役員改選を含めて三〇分という組合も三組合あった。一方、審議に二時間以上かかる組合は三〇組合（一一・六％）で、最長は三時間三〇分（二組合）だった（図表⑤）。

質問もなく「異議なし」「賛成」でスムーズに進む総会が喜ばれることが多いが、活発な質疑や意見交換を通じて総会の内容を充実させたい。しかし、限られた時間である。開始時間の厳守や図表等を使用した分かりやすい説明、横道に逸れたりしないような議長の適切な調整など、効率的な総会運営を心がけたい。

図表⑤ 総会の所要（審議）時間



### 議決事項と議決の方法

総会の議決事項は、法により総会の議決を必要とする法定議決事項と、定款で総会の議決事項として定められる任意議決事項に大別される。

法定議決事項には、中協法第五条に定められる定款の変更・規約の設定、変更又は廃止・毎事業年度の収支予算及び事業計画の設定又は変更・経費の賦課及び徴収の方法のほか、組合員の除名や役員選任、役員

総会での主な議決事項（事業協同組合の場合）

法定議決事項	特別議決	定款の変更	議決権の3分の2以上の多数により決する		
		組合員の出資口数に係る限度の特例			
		組合員の除名			
		組合の解散			
		組合の合併			
		新設合併の場合における設立委員の選任			
	任意議決事項	普通議決		株式会社・有限会社への組織変更	出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる
				規約の設定、変更又は廃止	
				毎事業年度の収支予算及び事業計画の設定又は変更	
				経費の賦課及び徴収の方法	
決算関係書類の承認					
役員改選請求の同意					
団体協約の承認					
借入金残高の最高限度					
1組合員に対する貸付け（手形の割引を含む。）又は1組合員のためにする金融機関に対する債務保証の残高の最高限度					
組合員の事業に関する債務保証の残高の最高限度					
1組合員のためにする組合員の事業に関する債務保証の残高の最高限度					
役員報酬（理事と監事を区分する）					
過剰金					
加入金					
剰余金の配当					
その他定款で定める事項					

のリコール、組合の合併・解散などがある。一方、任意議決事項は、借入金額の最高限度や取引金融機関、加入金の額など、定款で総会の議決が必要と定めた事項である。総会の議決方法には、普通議決と特別議決がある。

定款変更には、行政庁の認可が必要

定款に規定している事項の変更は、全て総会での議決事項である。この議決は、特別議決であり、かつ、行政庁の認可を受けなければならない。

注意すべき点は、定款変更は、行政庁の認可を受けた時点で初めてその効力が発生することである。したがって、認可日以前に新事業を実施した場合などは、定款違反となるので注意が必要だ。また、行おうとする事業が違法だった場合などは、当然ながら定款変更は認可されない。

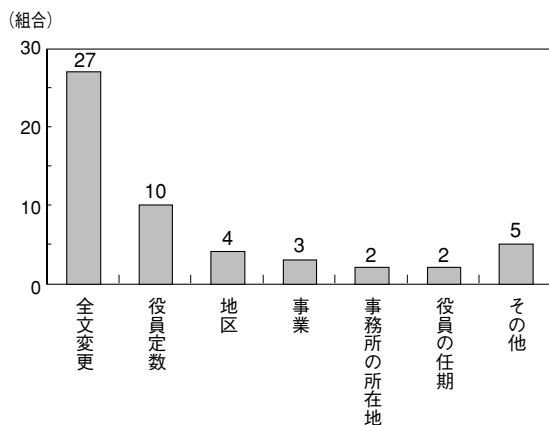
定款変更については、その可能性やスケジュール、事前・事後の手続きなどについて、あらかじめ中央会にご相談いただくことをお勧めする。

定款変更実施組合の半数が全文見直し

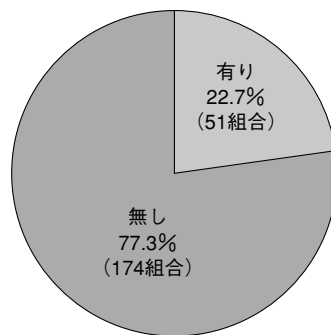
昨年、通常総会で定款変更を行ったのは、五一組合（図表⑥）。もっとも多かった変更は、定款の内容が実情にそぐわなくなったなどの理由で、定款の全条文を見直す「全文変更」。半数を超

前者は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長が決する議決方法、後者は、組合員の半数以上が出席し、その議決権の三分の二以上で決する方法だ。法では、定款の変更、組合の解散および合併、組合員の除名などについては、特別議決によらなければならないとしている。

図表⑦ 定款変更の内容（複数実施組合有り）



図表⑥ 定款変更の有無



える二七組合で行われた。「役員定数」の変更は、一〇組合が実施した。組合員数が変動したことに伴って、適正な執行部体制の下、円滑な組合運営を図りたいとの理由が多い。新たな事業を展開するための「事業の追加」は三組合で実施した（図表⑦）。



## 知っておきたい！上手な総会運営術

### 緊急議案は、あらかじめ通知のあった事項についての議決が原則

総会の議案は、招集通知書にあらかじめ記載された事項についてだけ議決することが原則だ。しかし、定款で「緊急議案を採用することができる」旨を規定した場合には、あらかじめ通知のあった以外の事項（＝緊急議案）も議決することができる。

この場合、緊急議案の提案者およびその議決に参加できる者は、自ら出席した組合員（本人出席者に限られ、書面または代理人により議決権を行使する者は除かれる）

緊急議案の提案および議決方法については、定款で定められているが、一般的には、緊急議案は、本人出席者の三分の二以上の同意を得た場合に限り提案することができる、と規定されていることが多い。

また、その議決は、本人出席者が総組合員の半数以上の場合に限り行うことができ、本人出席者の議決権の過半数で決する。

除名や役員のリコールなど、事前に一定の手続きが必要な事項は、緊急議案による議決は許されないのに注意したい。

なお、定款の変更や解散など特別議決を必要とする事項や役員選挙等の重要な案件は、緊急議案にはなじまない。これを強行すれば、組合内の紛争の火種になりかねないので、緊急議案による議決は極力避けるべきであろう。

### 役員を選び方は定款に規定

組合の役員（理事及び監事）は、組合の重要な機関であるので、法は、組合の意思決定を求めている。したがって、役員を総会以外で選ぶと、当選取消や当選無効確認の訴えなどの対象になってしまうので、注意が必要だ。

役員を選び方には、選挙制と選任制があり、どちらの方法を採用するかは、あらかじめ定款で定めなければならない。

また、一つの組合が定款に選挙制と選任制をともに規定し、どちらを選ぶかを、実際に役員を選出する際に決定するというような方法は採用できない。

#### ■選挙

役員選挙には、無記名投票制と指名推選制の二つの方法がある。

##### ①無記名投票制

役員選挙は、原則として一人につき一票の無記名投票によらなければならない。単記式とするか、連記式とするか、連記式の場合は何人連記とするかなどは、定款で定めることができる。

##### ②指名推選制

役員選挙方法は、原則として無記名投票によるが、例外として指名推選制をとることもできる。この場合には、定款にこの制度による旨を定めておくほか、総会の出席者に諮り、その全員の同意を得なければならない。

当選人を決定するには、被指名人を当選

人とするかどうかについて、さらにその総会に諮り、出席者全員一致による議決を得ることが必要となる。

指名推選制の適用や当選人の決定に全員一致の議決を必要とするのは、理事や監事の構成が多数派代表に偏ることを防止することにある。

被指名人の選定は、選考委員会によるなど適宜の方法をとつてよい。ただし、この場合に、二人以上の理事又は監事を選挙する場合の当選人決定にあたり、被指名人を区分して（理事のグループと監事のグループを区分することは構わない）、指名推選による選挙方法を適用してはならない。

例えば、二人の理事を選挙する場合に、一人一人についてそれぞれ別個の同意を求めたり、一人は指名推選、他の一人は無記名投票、という方法はとれない。

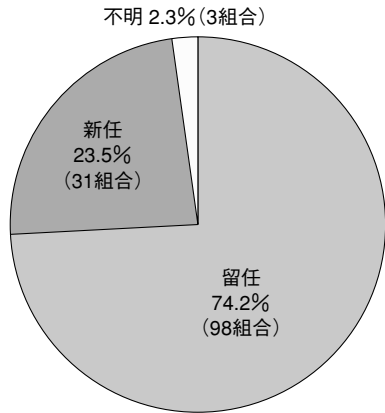
#### ■選任制

選任とは、役員を選出を他の議決事項と同様に議案の一つとして総会に提出し、総会出席者の過半数による普通議決によって役員を選出することをいう。つまり、選任による場合は議決権の行使、役員を選出を選挙によって行う場合は、選挙権の行使ということになる。

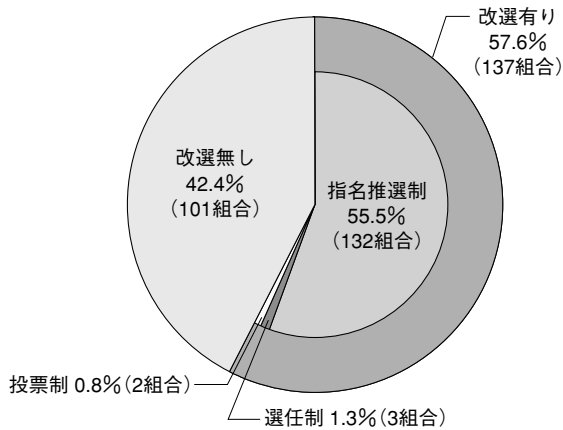
#### 役員改選 圧倒的多数が指名推選

昨年度、役員改選を行った組合は、一三七組合（五七・六％）。うち、九六％にあたる一三二組合で「指名推選」の方法がとられた。

図表⑨ 新理事長の経歴



図表⑧ 役員改選の有無



「投票制」は二組合、「選任制」も三組合と、わずかにとどまった(図表⑧)。  
 なお、役員改選があった一三七組合(新任・留任不明の三組合含む)のうち四分の一にあたる三一組合で新理事長が誕生。七四％、九八人が留任した(図表⑨)。

## 「延期」と「続行」

総会の議事が、その会日中に終了しない場合には、総会で延期または続行の議決をすることで、完結しなかった総会を後日に継続することができる。

両者とも一定の他の期日に総会を開催する旨を議決することだが、延期は、その会日に予定された議事日程による議事に入る前に行われるのに対し、続行は審議に入った後に行われる点で異なる。いずれの場合も、改めて開催手続を必要とせず、議決された日時に再開することとなる。

## 決議の取消しと無効

総会は一定の法的要件を備えて初めて有効に成立する。例えば、総会招集の手続きや決議の方法、内容などに法令・定款違反があった場合や特別な利害関係を持つ組合員が議決権を行使したことで、著しく不当な議決が行われた場合などは、決議取消しの訴えの原因となる。この訴え(原告は組合員や理事、被告は組合)は、決議の日から三カ月以内に行わなければならない。判決で、決議が取り消されるとその決議ははじめから無効とみなされる。

一方、決議無効の訴えは、例えば、違法な事業の実施決議や剰余金処分をした場合など、決議の内容そのものが法令に違反する場合に提起される。原告は組合員や理事に限定されず、いつでも訴えの提起ができる点

で決議取消しの場合と異なる。

## 総会後の諸事務手続き

総会が終了してひと息つく間もなく、多くの手続きが控えている。

議事録作成や行政庁への届出、登記申請、納税申告、総会に欠席した組合員への決議事項の通知や剰余金処分の振替、脱退者への払い戻し、配当金の支払いなど、どれも欠かすことはできないが、ここでは、届出・認可・登記の三項目をみてみたい。

### 役員全員留任でも変更届の提出を

届出で毎年欠かせないのが、「決算関係書類」である。

様式は施行規則で定められており、添付書類としては、①事業報告書②財産目録③貸借対照表④損益計算書⑤剰余金の処分または損失の処理の方法を記載した書面⑥上記書類を提出した総会(総代会)の議事録である。なお、旧商法では作成が廃止された財産目録も提出が義務付けられているので注意する。

「役員変更届」は、改選のあった年には必要で、定款で定められている任期ごとに変更となる。全員留任した場合も届出は必要なので注意されたい。さらに、氏名や住所の変更、補充、死亡や辞任など役員に関する一切の変更が必要となる。届出の際の添付書類は、「変更した事項を記載した書面」(変更前と変更後の対照表)、「変更年月日及び理由を記載した書面」(任期満了による役



## 知っておきたい！上手な総会運営術

員選挙のため、「〇〇理事が転居したため」など簡明にその事実を記載する、「総会（総代会）と理事会の議事録」である。

なお、理事長が変更した時に多く見られる住所変更の際にも、「事務所移転届」を提出する。

### 定款変更は認可申請が必要

総会終了後、行政庁に対して行う認可申請手続きといえば「定款変更」である。

前述のとおり、定款変更は行政庁の認可を受けた時点で初めてその効力が発生するので、注意が必要だ。

### 代表理事留任でも登記は必要

組合でもっともなじみの登記事項は、「代表理事の変更登記」である。多くの組合では役員任期を二年としているので、その都度、変更登記が必要となる。代表理事が留任した場合でも、必ず変更登記を済ませなければならない。これを何期も怠った結果、過料に処せられた例もあるので、特に注意されたい。

また、事務所移転により、例えば所在地が静岡市から焼津市に変わった場合も、定款変更後に移転登記が必要となる。

そのほか、組合員の加入・脱退に伴う出資総口数や出資総額の変更なども登記事項となる。ただし、出資金の変更は事業年度終了後四週間以内とされているので、三月決算で五月に総会を行う組合は、総会前に変更登記を済ませておくことが必要となる。

## 決算関係書類等の提出部数

各種届出書類は、中央会（東部・西部地区の組合は、東部・西部事務所）にご提出下さい。本会から関係行政庁へ提出します。

	決算関係書類		役員変更届		住所変更届		定款変更申請	
	行政庁	中央会	行政庁	中央会	行政庁	中央会	行政庁	中央会
県知事所管の組合	1	1②	1	1②	1	1②	2	1②
静岡市・浜松市・沼津市・富士市・三島市・富士宮市・島田市・磐田市・焼津市・掛川市・藤枝市 所管の組合	1	1②	1	1②	1	1②	2	1②
経済産業省所管の組合	1	1②	1	1②	1	1②	2	1②
国土交通省所管の組合（旧運輸省）	2	1②	2	1②	2	1②	3	1②
国土交通省所管の組合（旧建設省）	1	1②	1	1②	1	1②	2	1②
財務省所管の組合	3	1②	3	1②	3	1②	4	1②
農林水産省所管の組合	2	1②	2	1②	2	1②	2	1②
県、11市と他省の共管の組合	認可省庁の必要部数に県宛1部を追加し、これに中央会分を加える。							

★東部・西部地区の組合につきましては、中央会東部・西部事務所分として、○内の数字の部数をご提出下さい。  
★組合によっては、行政庁への提出部数が変わる場合があります。ご不明の方は、中央会までご相談下さい。

(参考)

	届出等の時期
決算関係書類	毎年、通常総会終了後2週間以内
役員変更届	役員改選があった年、総会終了後2週間以内（全員留任の場合も提出）
住所変更届	移転後2週間以内（主たる事務所）
定款変更申請	定めはないが、総会終了後遅滞なく申請

## 知っておきたい！上手な総会運営術

### 決算から総会終了後の手続までの流れ（年度末組合事務処理日程表）

※事業年度が4/1～3/31で、4/10に組合から監事に決算書提出、監事からの監査意見書提出が5/2、総会開催のための理事会の日が5/10、総会開催日を5/25と設定した場合の例です。

手 続 事 項	4/1	4/10	4/20	4/30	5/10	5/20	5/31	6/10	6/20	
年度末締切 ①棚卸表作成②帳簿整理③帳簿締切④組合員名簿整理	3/31									
出資総口数及び払込済出資総額変更登記		■ (決算日から4週間以内)								
決算関係書類等の作成 ①事業報告書②財産目録③貸借対照表④損益計算書⑤ 剰余金処分又は損失金処理案⑥事業計画案、収支予算 案の作成		■ (理事会招集までに作成)								
組合から監事への決算関係書類提出		4/10	■ (決算関係書類作成後、速やかに提出)							
監事から監査報告書を理事へ提出 (監査報告の内容通知)			■			5/2	■ (組合から決算関係書類の提供を受けた日 から4週間を経過した日(※結果として4 週間以内に監査報告を行うことは問題な い)又は合意により定められた日までに提出)			
理事会招集の通知 ※監事に業務監査権を付与する組合は監事にも通知					5/2	■ (開催日の1週間前までに到達するよう発送)				
決算関係書類の事務所備付閲覧					5/11～	■ (総会開催日の2週間前までに備え置く)				
理事会の開催 ①通常総会提出議案審議の件②通常総会開催日時及び 場所決定の件 他					5/10	■				
通常総会招集の通知					5/11	■ (総会開催日の10日前までに到達する よう発送。組合員全員の同意がある 場合は招集手続省略可)				
通常総会の開催						5/25	■			
理事会の開催 ①理事長など役付理事選任の件②その他						5/25	■ (理事全員の同意がある 場合は招集手続省略可)			
総会終了後の事務処理 ①議事録作成②剰余金処分、損失処理振替③持分計算 ④持分払戻⑤配当							■ (総会終了後速やかに)			
決算関係書類の提出							■ (総会終了後2週間以内)			
役員変更の届出							■ (役員就任から2週間以内)			
定款変更認可申請							■ (総会終了後速やかに)			
代表理事変更登記							■ (代表者就任から2週間以内)			
事務所移転登記							■ (変更から2週間以内)			
その他変更登記							■ (認可書が到達してから2週間以内)			
税務申告及び納税 ①法人税②事業税③県民税④市町村民税⑤消費税							■ 5/31までに (総会で決算確定した上、決算日から2カ月以内)			

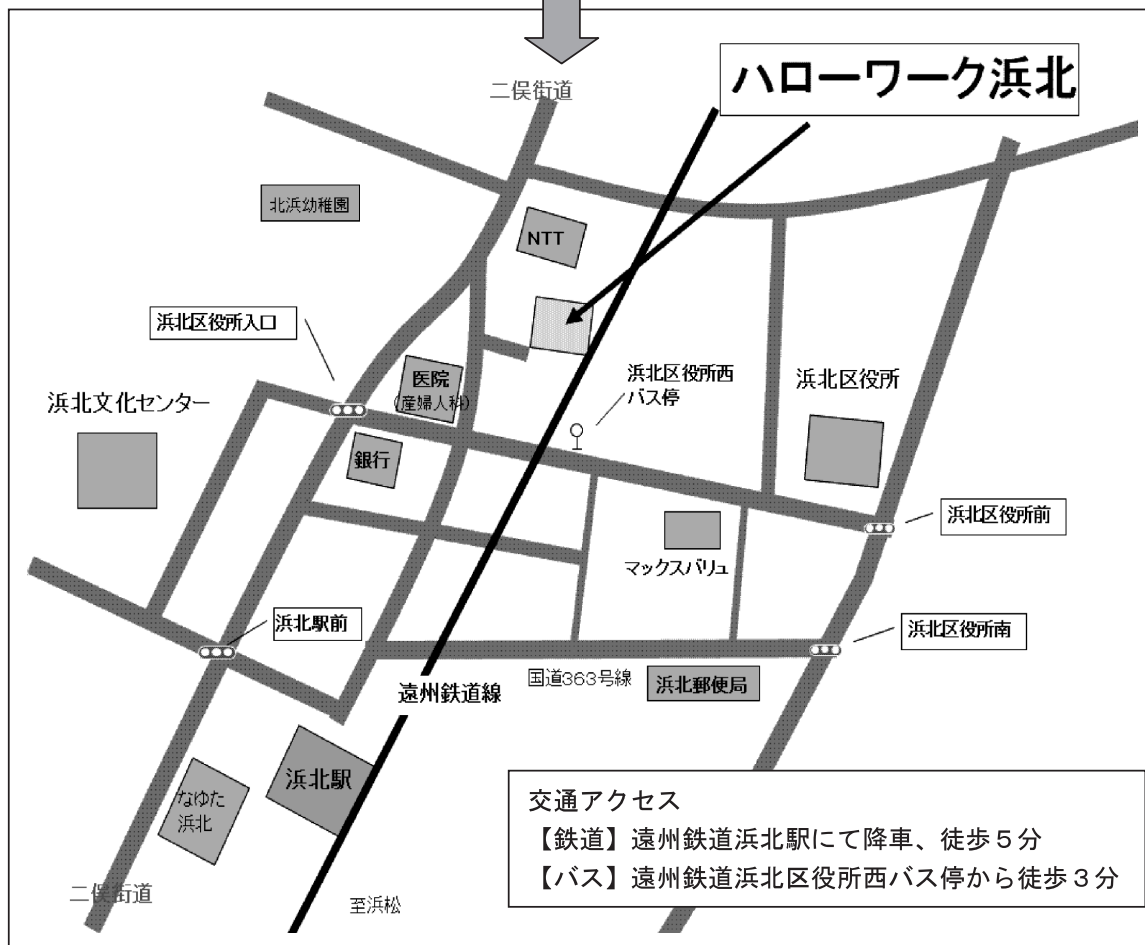
## 静岡労働局からのお知らせ

# 「ハローワーク浜北」の設置 及び管轄区域の変更について

平成22年3月1日から、「ハローワーク浜北」が設置されることに伴い、

ハローワークの管轄区域が以下のとおり変更になりました。

管轄区域	ハローワーク	所在地 電 話
浜松市（中区・東区・西区・南区）、 湖西市、新居町	浜 松	〒432-8537 浜松市中区浅田町 50-2 TEL 053-457-5151
浜松市（北区）	細 江	〒431-1302 浜松市北区細江町広岡 312-3 TEL 053-522-0165
浜松市（浜北区・天竜区）	浜 北	〒434-0037 浜松市浜北区沼 269-1 TEL 053-584-2233



●お問い合わせ先：静岡労働局総務部総務課 電話054-254-6317



## 組合活性化情報

**昭** 和二五年に静岡市内の電気工業事業者が立ち上げた協同組合の第一二代理事長として、創立六〇年の節目を迎えた。

「六〇年にわたって組織をまとめてきた先人への感謝、そして良い時代を過ごさせてもらった組合への恩返しのため、理事長を務めています」と感慨を込める。

三〇代はじめに理事に就任して以来、三〇年以上にわたり組合執行部の一員として、組合の歴史を見続けてきた。

設立時五〇社だった組合員は、現在一五〇社。

「創立以来の組合員は二〇社近くを数え、六〇年間で組合員の倒産は、わずか数件。規模こそ大きくはないが、確かな技術力で付加価値の高い仕事を堅実に続けてきた組合員が多いことの証しです」。

一方、経営者の高齢化や後継者難によって、ピークの平成一二年ころに比べ、八〇社近くが組合を脱退した。理事長に就任したのは、組合員の減少が組合運営に影響を落とすはじめた平成一八年。直ちに取り組んだのが、ムダの洗い出しと財政基盤の確立、そして事務の効率化である。

「単に経費を削るだけではなく、明確な数値目標を示すことで、意識も変る。四〇〇万円近くかけて独自のコンピュータソフトを導入し、徹底



## 組合が創立60周年 魅力ある事業を展開し、 組合の求心力向上を

クローズアップインタビュー

静岡電気工業協同組合

小笠原正基 理事長

的に事務のムダを省きました。コンピュータの導入費用は二年ちよつとで回収し、今では「お釣りがきますよ」とその成果に目を細める。

新たな事業にも意欲をみせる。  
二〇年ほど前、組合では電気工事の共同受注を数年間実施した。その責任者として、駿府博会場や市清掃工場の電設工事を、設計から施工まで取り仕切った経験をもつ。

「魅力ある事業は、組合の求心力を高めます。創立六〇周年を記念し、「電気設備困りごと相談窓口」を設置しましたが、これが再度、共同受注事業にチャレンジするきっかけになれば」と期待を込める。

昭和三八年、二五歳で創業。昭和四八年から、鉄道施設の構内電気設備の新設や改修も手がけるなど、順調に業務を拡張してきた。

しかし、高度成長、バブル経済と続く上り坂の時代が終わった一〇年ほど前、「後継者もいないし、女房と商売やめようか」と話もした」と廃業を考えたこともあったという。

だが、その話を聞いた子息が東京からUターン。現在は専務として父を補佐し、第一線に立つ頼もしい存在だ。

趣味を問うと「仕事一筋」と即答。「でも、第一線を退いたら、妻とゆつくり海外旅行にでも行きたいね」と愛妻家の一面もみせた。

# 財形貯蓄融資制度で社内住宅融資制度を

＝財形貯蓄融資制度のご案内＝

気軽にお問い合わせ  
わせ・相談を！



国の制度を活用した社内住宅融資制度で3つの大きなメリット

- ① 金利が低い ■ 年1.56% (5年固定型変動金利 2010.3現在)
- ② 融資額 ■ 最高4,000万円 (財形貯蓄残高の10倍以内)
- ③ 土地資金も利用できます ■ 新築資金と同時利用の場合

**利用できる方**

- ① 事業主・事業協同組合が財形住宅金融株(福利厚生会社)に出資していること。  
(これからご利用の場合は、従業員数に応じて出資していただきます。  
※出資金は750千円から3,750千円まで)
- ② 財形貯蓄を積立していること。(どこの金融機関等でもかまいません。)

**申込先**

財団法人 静岡県財形事業協会 電話 054-221-6273

ライフサポートセンターの

## 暮らし何でも相談



まずはお電話を!

相談は原則 **無料** です。

ひとりで悩まず  
気軽にご利用  
ください。

相談協力ネットワーク

- 弁護士 ■司法書士 ■労働金庫
- 全労済 ■生協連 ■NPO団体
- 連合静岡 ■行政相談窓口
- 社会福祉協議会

※あなたの悩みを一緒に考え、専門的なアドバイスをしてくれるネットワーク先へお取次ぎまたは紹介します。  
※専門的な所を紹介する場合は、一部有料の場合があります。

〈各地域の相談ダイヤル〉

相談受付時間  
平日9時～17時

沼津市杉崎町4-6(ふれあい会館内)  
ライフサポートセンター-東部  
☎055-922-3715

静岡市駿河区南町11-22(静岡労働会館3階)  
ライフサポートセンター-中部  
☎054-288-3715

藤枝市稲川1-9-23(勤労者福祉会館内)  
ライフサポートセンター-しだ・はいばら  
☎054-646-6055

浜松市東区上西町1270(友愛会館内)  
ライフサポートセンター-西部  
☎053-461-3715

磐田市中泉281-1(磐田商工会館内)  
ライフサポートセンター-中東遠  
☎0538-33-3715

ライフサポートセンター-しずおか  
<http://www.lsc-shizuoka.com/>

ライフサポートセンター-しずおか **検索**

## 温暖化対策にLED照明を導入

### 富士本町商店街振興組合

富士本町商店街振興組合（渡邊孝男理事長）では、約六〇〇メートルに及ぶ商店街の歩道の照明一〇二二灯を、水銀灯タイプからLED式（発光ダイオード）蛍光管に全て取り替え、一月一二日、組合員のほか、鈴木尚富士市長ら多数の来賓が出席し、点灯式を行った。

LED照明の導入は、国の「地域活性化・経済危機対策臨時交付金」を活用し、富士市が六〇〇万円の予算を設け実施したもので、



▶六〇〇メートルに及ぶ商店街を一〇二二灯のLED照明が照らす

市内では、当組合のほか、吉原商店街振興組合でも導入した。この交換により年間の電気使用量は、現在比で約三〇％減の二万六〇〇〇キロワット時に削減できるほか、二酸化炭素の排出量は、年間八八トン削減できると見込まれている。

組合では、電気料金の削減額を原資に、組合員店舗で利用できる「エコ商品券」として環境問題を



▶渡邊理事長（写真左から三人目）、鈴木富士市長（同四人目）らが照明のスイッチを押した

に取り組む市民団体などに交付する。

電気料金の削減額は、両組合で年間約二七五万円と試算される。エコ商品券事業は、平成二二年

度から五年間の実施を予定。

組合では、「温暖化対策と商店街の活性化につなげていきたい」と期待している。

## 固い結束で創立四〇年を迎える

### 浜北機械金属工業協同組合

浜松市浜北区の輸送用機械メーカーなど五一社で組織する浜北機械金属工業協同組合（鳥山勝也理事長）では、創立四〇年を祝し、一月二二日、浜松市浜北区の「な

ゆた浜北」で記念式典を開催した。当日は、組合員のほか、鈴木康友浜松市長や地元選出の国会議員ら来賓を含め五〇人が出席した。

あいさつに立った鳥山理事長は、「設立以来、組合員の固い結束のもと、一貫して地域に密着した事業を展開してきた。輸送用機械関連の製造業を取り巻く環境は厳しいが、いままで以上に組合員の結束を強め、新たな組合事業にチャレンジしていきたい」と述べた。

式典では、商工中金浜松支店の渡辺義孝支店長より、組合の地域経済発展への功績に対し、感謝状が贈られるとともに、元理事長二

人に鳥山理事長から感謝状が手渡された。

また、創立からの組合の歩みを映像で紹介。四〇年の歴史を振り返った。

当組合は、昭和四一年発足の浜北機械金属工業組合（任意組織）



▶新たな組合事業に「チャレンジ」と鳥山理事長



を母体に同四四年、法人化。  
共同購入事業や金融事業などに  
加え、平成一八年度からは、フイ  
リピン人研修生の受け入れ事業も  
実施するなど、幅広く事業を展開  
している。

## 地域貢献への評価を取り入れる 仕組みづくりを——官公需問題懇談会

静岡県中央会

静岡県中央会は、受注側と発注  
側の相互理解や受発注の円滑化な  
どを目的に「官公需問題懇談会」  
を二月五日、静岡市葵区のグラン  
ドホテル中島屋で開催した。

懇談会には、県内の官公需適格  
組合関係者や行政の担当者ら三二  
人が出席した。

はじめに、適格組合の全国組織  
である全国官公需適格組合受注確  
保協議会の星野輝夫会長が、「適格  
組合をめぐる全国の官公需の動向  
と地方における対応」のテーマで

▼組合の地域貢献に対する評価の重視を訴える  
星野全国適格協会長



講演した。

星野氏は、

「適格組合が官公庁などの発注者  
や地域に信頼され、受注機会を拡  
大するためには、国からの証明、  
組合員の合算評価によるランクア  
ップ、地域社会の評価、共同保証  
による発注者からの信頼、組合組  
織のもつ透明性や公共性など、適  
格組合の優位性をもっと活かすべ  
きだ」とした上で、「組合の地域へ  
の貢献に対する評価を重視する仕  
組みづくりが急務だ」と説いた。

懇談会では、県の住宅工事発注  
部署の担当者との間で、発注の基  
準やダンピング対策、経営事項審  
査の評価方法など、活発な質疑応  
答や情報交換が行われ、相互理解  
を深めた。

官公需適格組合は、官公需の受  
注に意欲的で、受注した契約を十  
分履行できる経営基盤が整備され  
ている組合であることを国が証明

するもので、県内では工事関係三  
二組合、物品・役務関係二一組合  
の五三組合が証明を取得。積極的  
な受注活動を行っている。

## 創立六〇年を祝う 社会奉仕事業も展開

静岡電気工業協同組合

静岡電気工業協同組合（静岡  
市・小笠原正基理事長）では、二  
月八日、静岡市のロイヤルセント  
ヨークで創立六〇周年記念式典を  
開いた。

式典には、多数の組合員のほか、  
小嶋善吉静岡市長をはじめ、県内  
各地区の電気工事組合関係者や関  
係機関ら来賓を合わせ一八〇人が  
出席した。

主催者を代表し小笠原理事長は、  
「組合員の結束と歴代役員の高知  
によって、幾多の困難を乗り越え、  
創立六〇年を迎えることができた。  
関係各位のご支援ご協力にも深く  
感謝したい。今後も、企業体質の  
強化と法令遵守に努め、業界の発  
展や地域貢献に尽力していきたい」  
とあいさつした。

式典では、創立以来の組合員に  
対する感謝状や永年役員功労者へ  
の表彰状が贈られた。

また、市内の防犯灯の無償清掃  
点検や高齢者住宅を対象とした電

気設備点検、電気設備困りごと相  
談窓口の設置など、記念事業の内  
容も紹介された。

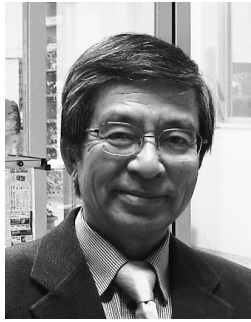
同組合は昭和二五年、旧静岡市  
の電気工事業者ら五〇社で設立。  
技術力や経営力の向上を目的と  
する教育研修事業を中心に、各種  
事務代行事業や調査事業などを活  
発に展開。近年は、ITの積極活  
用により、事務の効率化にも力を  
注いでいる。



▲主催者を代表してあいさつする小笠原理事長

# 事務局 多士済

「組合活動をもっと知って  
もらいたい」と広報活動に全力



袋井地区建設事業協同組合  
**天野二十夫** 事務局長

県庁を定年退職した後、平成一七年四月、中・東遠地域五市一町の建設業者五五社が加入する袋井地区建設事業協同組合の事務局長に就任。また、社団法人袋井建設業協会の事務局長も兼任する。

「気づいたことはそのままにせず、実行することを常に心がけています」ということばを体現するように、就任後すぐに建設会館の増改築に着手。組合員がもっと気軽に足を運べるようにと、エントランスに明るく開放的な共用スペースを設けた。

「耐震補強を兼ねたりリニューアルにあわせ、ちよつとした打ち合わせができ、寛げるスペースをと

提案しました」。

事務局を訪れる人たちは、リニューアル前に比べ大きく増えた。

「組合事務所は、組合員がほっと一息つける、リラククスできる場でありたい。そうした雰囲気は組合員同士のコミュニケーションを深め、結束の強化につながると思います」とリニューアルの効果強調する。

組合事務局に入って五年。外と内の両方から業界を見ることで、建設業に対する考え方が大きく変わった、という。

「道路や橋、ダムなど社会資本の整備から一般住宅の建築、さらに災害復旧に至るまで、改めて建設業の果たす役割の大きさを感じます。もっと一般の方に組合の存在を知ってもらえるよう広報活動に全力を挙げたい」。

「組合員企業の成長をサポートするのが組合の役割」と明言する。

「待っていて仕事が無い込んでくる時代ではありません。発注者への提案力強化など企業力のさらなる向上が必要。そのための研究や研修をどんどん企画していきます」と意欲を示す。

「日本百名山」のうち、奥多摩の雲取山を除く九九の頂を極めた大の山好き。

「二番印象に残る山？ それぞれに想い出があるから、とても選べないなあ」と正直だ。

## 景況ウォッチ

(22年1月の情報連絡員月次景況調査より)

静岡県中央会に設置されている情報連絡員〔協同組合等の役職員87名に委嘱〕による毎月の景況調査の概要です。

### 概況

全9項目のうち、前年同月を上回る項目は在庫数量のみ。前月15ヶ月ぶりに-70.0を上回る結果となった売上高、収益状況、業界の景況の三指標は今月も-66.0~-68.0の間を推移。

前月の値との比較では、設備操業度で上昇するも他8項目は、悪化幅拡大。新たな年となったが、以前各業界とも明るい兆しが見られない。

### 業界の声

・・・対象17業種より抜粋

【繊維・同製品】 浜松市

前年同月比の景況は生産数量が1割以上減少し、売上高、販売価格、収益等が厳しい。ジリ貧が続いているため、それらが目立たなくなっている。

【木材・木製品】 静岡市

住宅着工戸数が45年ぶりに80万戸を割り込む。今後、住宅版エコポイント導入、住宅ローン引き下げなど政策を望む。

【鉄鋼・金属】 湖西市

取引先の業界によって、景況感が大きく異なる。自動車部品加工関連はやや好転しているが、設備加工関連は依然低迷中である。

【サービス業(不動産業)】 沼津市

例年1月は動きが鈍い。一方で売却、査定依頼は非常に多く、先行きそれらが売り物になると過剰供給になり、地価はますます低下する。

【運輸業】 静岡市

1月は稼働率が低く、売上高も減少。資金繰りも悪化傾向で、今後デフレの影響から運賃値下げ要請が強まるのでは、と懸念される。

### DI値の推移

	H21.12	H22.01		H21.12→H22.01
売上高	-55.2	-67.9	⊖	-12.7 ↓
在庫数量	-19.7	-9.8	⊕	9.9 ↑
販売価格	-46.0	-47.1	⊖	-1.1 ↓
取引条件	-40.2	-41.4	⊖	-1.2 ↓
収益状況	-64.4	-67.8	⊖	-3.4 ↓
資金繰り	-50.6	-56.3	⊖	-5.7 ↓
設備操業度	-48.7	-41.0	⊕	7.7 ↑
雇用人員	-32.2	-36.8	⊖	-4.6 ↓
業界の景況	-62.1	-66.7	⊖	-4.6 ↓

※DI値=[(増加・好転組合数-減少・悪化組合数)/対象組合数]×100

+0.1以上…⊕ ±0.0…⊖ ~-20.0…⊖ -20.0…⊖

なお、「在庫数量」のみマイナス値が大きいほど好要件としている。

## 公正取引委員会からのお知らせ

## 下請法クイズ

公正取引委員会は、下請代金支払遅延等防止法（以下、法）を運用することにより、親事業者と下請事業者との間の取引の公正化を図ることに努めています。さて、公正取引委員会が出題する恒例の下請法クイズ。あなたには分かりますか？

## 【問題1】

下記の取引で、下請法の適用となる取引に該当する場合には○、該当しない場合には×を付けてください。（いずれの取引も資本金区分を満たしているものとみなします。）

- ア 自社でホームページ（HP）を作成する能力のない卸売業者が、自社のHPの作成をHP作成業者に委託すること。
- イ 製造業者が、自社の製品に付属する取扱説明書の作成を他の事業者へ委託すること。
- ウ 製造業者が、自社の工場で使用している工具について、普段は自社で修理を行っているが、人手不足のため修理を行うことができない場合に、専門の業者に修理を委託すること。
- エ 製造業者が、自社の工場の清掃作業を清掃業者に委託すること。

## 【問題2】

下請代金の支払について下請法上問題とならない行為には○、問題となる行為には×を付けてください。

- ア 親事業者が下請事業者に設計図面の作成を委託し、その後、設計図面の提供を受けたため、当該設計図面の対価を支払った。また、設定図面については下請事業者に著作権が発生していたため、下請事業者に対し著作権を譲渡するよう依頼し、下請事業者がこれを承諾したため、下請事業者と当該著作権の譲渡対価について協議を行い、通常支払われるべき対価を支払った。
- イ 親事業者は、毎月末日納品締切、翌々月20日支払の支払制度を採用した。
- ウ 親事業者が下請事業者に対して下請代金を支払う際に、100円以下の単位を切り捨てて支払うことについて、下請事業者から合意を得た上で、100円以下の単位を切り捨てて支払った。

## 【問題3】

下請法に照らして問題とならないものには○、問題となるものには×を付けてください。

- ア 親事業者が下請事業者に対し製品の製造を委託したが、その後、自社の販売先から大幅な仕様の変更があったため、当初の仕様どおりに下請事業者が製造した製品を受け取らないこととした。
- イ 親事業者が下請事業者に対し製造を委託した製品の全数について受入検査を行った結果、一部の製品に軽微な不良（下請事業者の責任による不良）が見つかった。そこで、軽微な不良のあった製品を下請事業者へ返品せず、親事業者自らが手直しを行った場合に、手直しに要した費用を下請代金から差し引いた。

## &lt;回答と解説&gt;

## 【問題1】の回答 ア：×、イ：○、ウ：○、エ：×

- ア 自社でHPの作成を業として行っていないので、下請法の対象となる取引に該当しません。ただし、自社でHPの作成を業として行っているにもかかわらず、当該作成業務を他のHP作成業者に委託した場合は「情報成果物作成委託」に該当します。
- イ 製造委託の対象となる物品は、目的物たる物品自体以外に、目的物たる物品にそのまま取り付けられたり目的物に付随されることによって、その効用を増加させる製造物も含まれるため、製品に付属する取扱説明書の作成を委託することも「製造委託」に該当します。
- ウ 自社の工場で使用している工具の修理を業として行っている事業者が、その修理の一部を他の修理業者に委託すれば「修理委託」に該当します。
- エ 自社で利用する役務について他の事業者へ委託することは下請法の対象となる取引に該当しません。ただし、提供の目的たる役務の提供を業として行っている事業者が、当該役務の提供行為の全部又は一部を他の事業者へ委託する場合（例：清掃業者が、自社が請け負った清掃業務の一部について、他の清掃業者に委託を行う場合）は、「役務提供委託」に該当します。

## 【問題2】の回答 ア：○、イ：×、ウ：×

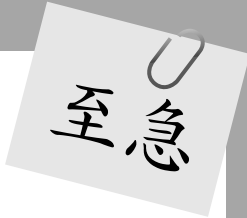
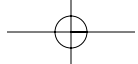
- ア 情報成果物等の作成を委託した場合、当該成果物に著作権が発生することがありますが、当該著作権について下請事業者から譲渡を受ける場合は、譲渡対価について下請事業者と十分な協議を行い対価を決定する必要があります。なお、下請事業者と十分な協議を行わず、親事業者が一方向的に通常支払われるべき対価を著しく下回る対価しか支払わなかった場合は、「買ったたきの禁止」（法第4条第1項第5号）の規定に違反します。
- イ 下請代金の支払については、下請事業者の給付の受領後60日以内に支払わなければならないませんが、これは、1か月締切制度を採用している場合、締切後30日（1か月）以内に支払日を定め、支払日に下請代金を支払わなければならないということであり、20日の支払遅延となります。
- ウ 下請事業者の責めに帰すべき理由がないにもかかわらず、発注時点で決定した下請代金を発注後に減額することは、「下請代金の減額の禁止」（法第4条第1項第3号）の規定に違反します。端数の切捨ては、1円未満の端数を切り捨てることは認められますが、1円以上の単位を切り捨てる場合は、下請事業者の了解を得ていたとしても下請代金の減額として下請法違反となります。

## 【問題3】の回答 ア：×、イ：○

- ア 親事業者が下請事業者に製造を委託した製品について、下請事業者の責めに帰すべき理由がないにもかかわらず当該製品の受領を拒むことは、「受領拒否の禁止」（下請法第4条第1項第1号）の規定に違反します。
- イ 親事業者が、発注時に決定した下請代金を、下請事業者の責めに帰すべき理由がないにもかかわらず発注後に減額することは、「下請代金の減額の禁止」の規定に違反します。ただし、給付に下請事業者の責任による瑕疵がある際に、受領拒否や返品ができるのに、そうしないで、親事業者自らが手直しを行った場合であれば、手直しに要した費用を、下請代金から減額することは認められています。

下請法、下請取引に関する御意見・御相談については、下記までお寄せください。  
公正取引委員会事務局中部事務所 下請課 電話052-961-9424(直通) FAX052-971-5003  
ホームページ <http://www.jftc.go.jp>





# あなたの パソコンのデータは安心ですか？


静岡県中央会では、事業災害・障害対策について準備できるよう  
パソコンのバックアップサービスをご用意しましたので、ご案内いたします

- パソコンのファイルを間違えて消してしまった…
- パソコンのファイルを上書きしてしまった…
- パソコンが壊れてしまった…
- 災害などにより利用できなくなってしまった…


そんな時は「**用心坊ジュニア**」にお任せ下さい!

## 「用心坊ジュニア」を設定してみよう!

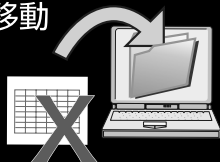
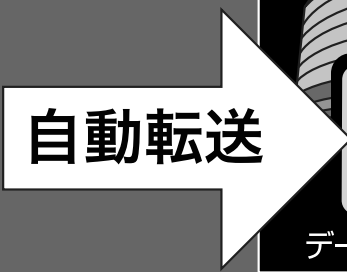
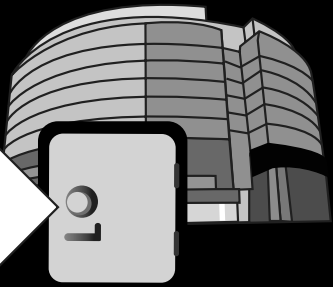
ステップ 1 ホームページへアクセス



ステップ 2 ダウンロード



ステップ 3 フォルダへ移動

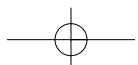
データをセンターに保管

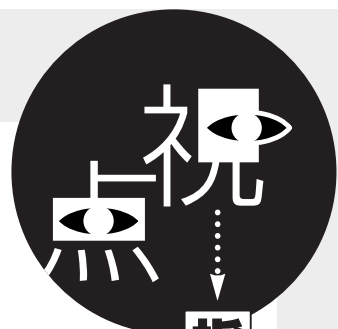
静岡県中小企業団体中央会  
〒420-0853 静岡県静岡市葵区追手町44-1 TEL 054-254-1511



静岡県中央会  
災害・障害対策用  
バックアップサービス  
ここをクリック!

詳しい内容は  
中央会ホームページ  
<http://www.siz-sba.or.jp/>





**指導員の現場から**

**地域産業振興に果たす  
中小企業組合の役割とは**

農産物の地域ブランド化を  
目指して

県西部地域の中小企業組合で地元農産物の地域ブランド戦略の手法と新たな販売方式の導入を研究した。

県内の消費者の間では、当農産物の知名度は高く、毎年開催される品評会において常に上位入賞しており、高品質として評価が高い。

NHKドラマ放映時には加工品を新幹線駅売店及び地元店舗で販売し売上を伸ばしたが、番組終了とともに売上は減少した。全国的知名度はまだ低いのが実情であった。これを機に農産物の地域ブランド化への関心が組合員や行政、商工団体の間で高まったため、地域ブランド戦略の手法と新たな販売方式の導入について研究をはじめた。

ブランド化に失敗すると

ブランド化に失敗した商品は、「叩き売り」状態になる。市場に流通する商品は個性を失い、消費者にとつては、どの商品も大差ない状態となる。そしてそれから製品カテゴリーに属する製品価格は下落し、企業はさらに低価格商品を提供せざるを得ないという悪循環に陥る。

波及効果を高めるために

地域ブランドのキング「夕張メロン」を取り巻く環境には光と影が存在する。高級品として有名な夕張メロンは、初セリで、一つ一〇〇万円ほどする物もある。「夕張メロン」は夕張市農業協同組合の登録商標で、他の市町村産では、夕張の名を冠することはできない。この夕張メロン市場

は経済効果三六〇億円、一万人の雇用を生み出しているが、夕張市への波及効果が低いのが実情である。

これら各地の事例などをもとに当農産物の新たな販売方式導入を研究。その結果、次の九つの事業内容への取り組みが検討された。

- 現状の産地基準に加えG I（産地・品質格付基準）を設け、高級トップブランドを作り、プレミアムゾーンを広げる。また、消費者が安心して選べる仕組みづくりと産地としての栽培技術、加工技術の向上を目指す
- GI基準の策定、ブランドマニュアル、GI管理規定の作成と施行
- 管理規定の維持組織やブランドリスク管理規定の策定
- 地元業者に加え地元外の料理人等との連携による新規市場開拓
- 加工品の試作、テスト販売

売、展示会出展を通じた商品化・販路の策定

- 新商品の名前及び特長の周知性を図ることによるブランド価値の向上
- 試験栽培、テスト販売の実施
- 地元飲食店、ホテル旅館組合との連携によるイメージアップ
- 加工品を提供する場としての企画・開発・認証制度の確定

これらの展開によってブランド戦略のノウハウを習得することが可能となる。さらに、中小企業組合や行政、生産者の三者が当地域の特産物の消費拡大を図り、名声を高める事業計画づくりのきっかけになった。こうした取り組みにより、地域の雇用創出や中心市街地活性化への波及効果も期待できる。その中核を担うのが中小企業組合。地域産業振興に果たす組合の役割は大きい。

（藪崎）

**どなたでもお気軽にご利用いただける公共の宿。**



**おおとり荘**

〒410-2201 静岡県伊豆の国市古奈1133  
TEL (055) 948-1095 (代)

**財団法人 静岡県労働福祉事業協会**  
〒420-0851 静岡県静岡市葵区黒金町5-1 TEL (054) 221-6250 FAX (054) 251-8326

# W o r k

■ 募集人員 100名  
(先着順、参加証は発行しません)

■ 参加費 無料

■ お申込み方法

氏名、住所、電話番号、会社名/団体名、交流会参加希望の有無、メールアドレスを、件名：「産学共同研究成果発表会の申込」とし、FAX又はメールにてお送りください。

■ お申込み・お問合せ先

B-nest静岡市産学交流センター  
TEL：054-275-1655 FAX：054-275-1656  
e-mail：info@hanjyou.jp  
HP：http://www.hanjyou.jp/itaku/default.html

■ 申込締切 平成22年3月16日(火)

## 発刊のお知らせ 「人にやさしい空間づくり」「木は自然のクスリ」 静岡県木材協同組合連合会

本会では、これまでに様々なPR資料を作製し、全国の木材、建築、設計の各業界を通して消費者の皆様にお届けしてまいりましたが、このたび下記パンフレットを作製いたしました。

### いこい・やすらぎ・ふれあいを求めて 「人にやさしい空間づくり」

#### ～木造高齢者施設における住環境調査～

シリーズ「木と豊かな暮らしを考える」PRパンフレット第27弾は「イキイキ篇」です。

加速度的に高齢化が進む我が国、高齢者がイキイキと暮らせる「いこい・やすらぎ・ふれあい」を求め、木造高齢者施設における「視覚的印象評価」、「空気成分の分析調査」、「温熱環境の計測調査」を通して、人にやさしい空間づくりを考えてみました。

なお、資料の取りまとめに際し、静岡大学農学部、静岡県工業技術研究所等のご指導を仰ぎました。

■ 冊子の概要

はじめに：お年寄りにやさしい空間は、だれにもやさしい

お年寄りが快適、安全に暮らせる住環境づくりのお役にたてるよう、①視覚的な要素、②空気の成分、③温熱度の3テーマで、高齢者介護施設における現場調査を行いました。

- (1) 木は人の目にどのように映るんだろう？
- (2) 空気にはどんな成分が含まれているの？
- (3) 熱中症がおこりやすい環境って？

おわりに：木材は、暮らしと地球環境をケアする素材

(A4判、本文6頁、カラー印刷)

### 元気の処方箋「木は自然のクスリ」

シリーズ「木と豊かな暮らしを考える」PRパンフレット第28弾は「おくすり篇」です。

いろいろな悩みやストレスを抱えながら生きる世の中で、病気とはいえなくても、カラダの疲れが抜けないことも多いはず。そんな時には、木が効きます。えっ、なぜ？って、きっと誰もが思うはず。だって、木はクスリじゃないのに…。

今回のパンフレットでは、木の動きをクスリにたとえ、「木の効能」を実証するデータを交え、楽しく紹介しました。

■ 冊子の概要

はじめに：木の効き目で暮らしが元気になる！

お医者さんが処方する薬と違い、強い効き目はありません。自然の恵みがいっぱいの木は、まるでクスリのように、人の心とカラダにおだやかに効いてきます。

- (1) 調湿錠：あうんの呼吸
- (2) リラクドリンク：飲む森林浴
- (3) 紫外線防止クリーム：ざらざらしないせん
- (4) 保温シップ：木肌のお爛(かん)
- (5) ecoカプセル：通禁ラッシュ！

おわりに：木は暮らしの常備薬

(A4判、8頁、カラー印刷)

■ お申込み方法

送料として「140円分の切手」を同封のうえ、①資料名、②郵便番号、③住所、④氏名、⑤年齢、⑥職業、⑦電話番号、⑧FAX番号、⑨ご覧になった掲載紙を明記し、下記宛郵送願います。

■ お問合せ先

静岡県木材協同組合連合会  
広報スタッフ：勝山裕子  
〒420-8601  
静岡市葵区追手町9-6  
県庁西館9階  
TEL：054-252-3168  
FAX：054-251-3483





**中小企業の皆様へ  
中小・小規模企業の資金繰りを支援します！  
～2009年12月15日条件変更対応保証制度 開始！～**

これまで公的金融とお取引のない方でも、信用保証協会による返済負担軽減支援を受けられるようになります。

**■ 制度概要**

- (1) 保証割合：40%
- (2) 保証期間：延長含め、最長3年
- (3) 保証料：2.20%
- (4) 保証限度額：2億8000万円（8000万円超の無担保保証も相談可）
- (5) ご利用に際しては、金融機関とともに、経営改善計画・返済計画を立てていただくことになります。

本制度は、原則として（注1）、公的金融（日本公庫、商工中金、信用保証協会）を現在利用されていない中小企業者の方々が対象です。具体的にどのようなケースで利用できるのか、他の制度は利用できないのか等、ご不明な点があれば、保証協会や経済産業局・中小企業庁までお問合せ下さい。

（注1）公的金融の利用が一時的なものや少額にとどまるものなど、実質的に公的金融を利用していないと同様と認められる場合を含むことを指します。

（注2）本制度を利用される場合には、平成23年3月31日までにお手続きいただく必要がある場合がございます。

※ 融資・保証については、保証協会又は金融機関などによる審査の結果、ご希望に添いかねる場合があります。あらかじめご了承ください。

**■ お問合せ先**

中小企業庁 金融課  
TEL：03-3501-6280（直）  
関東経済産業局 産業部中小企業金融課  
TEL：048-600-0425（直）  
最寄りの信用保証協会  
参考：<http://www.zenshinhoren.or.jp/others/nearest.html>

**■ 最新の情報は**

中小企業庁ホームページ  
<http://www.chusho.meti.go.jp/>  
モバイル中小企業庁  
<http://chusho.mjmk.jp>

**産学共同研究成果発表会～地域の課題を解決する～  
開催のお知らせ**

主催：B-nest静岡市産学交流センター

静岡市産学交流センターでは、地域の産業が抱える身近な課題について、大学と企業とが共同で取り組む「地域課題に係わる産学共同研究」の委託事業を公募、平成21年7月より8ヶ月をかけて研究を行って参りました。このたび成果発表会を開催いたします。静岡市地域のビジネスに深く係った研究テーマばかりです。併せて本年度弊センターで実施した事業の紹介を行います。皆様のご来場をお待ちしております。

《開催内容》

**【第一部】産学共同研究成果発表会 13：20～17：00**

- 『緑茶成分の動脈硬化症予防効果に関する研究』  
…メタボ予防と対策に、緑茶成分の機能性向上を目指す
- 『空港開港に伴う旅館、ホテルの国際化対応と静岡市の国際ブランド力形成に関する産学共同研究』  
…海外からのお客様に「モテナシ」を感じていただくために
- 『静岡茶を利用した静岡型ツーリズムの研究』  
…地域資源のお茶観光で静岡ブランドのイメージ向上を
- 『高速回転機用金属磨耗センサーの開発』  
…事故を未然に防止、省エネ効果も期待される新センサー
- 『清水駅前銀座商店街の改革活性化プロジェクト』  
…中心市街地商店街の新たな将来ビジョン構想を描く
- 『静岡特産“わさび”を利用した健康発酵食品の開発』  
…静岡名産“わさび漬け”で腸内環境改善を目指す
- 『静岡いも焼酎の生産と副産物バイオ燃料化』  
…“資源循環型”を構築  
遊休農地で芋→焼酎→燃料→肥料

**【第二部】展示交流会 17：00～18：00**

《開催概要》

- 日 時 平成22年3月18日（木）13：20～18：00
- 会 場 B-nest静岡市産学交流センター  
6階プレゼンテーションルーム  
（静岡市葵区御幸町3-21 ペガサート6階）

## く み あ い 百 景

## 大井川港桜海老商業協同組合

駿河湾桜えびの  
消費拡大を目指す

住 所	〒421-0123 焼津市飯淵1960番地
理事長	鈴木忠男
組合員	14社
設 立	昭和41年4月13日
T E L	054-622-0453
F A X	054-622-8424

## 駿河湾桜えび関係組合

平成一八年四月一日地域団体商標制度がスタートして、静岡県内でも当時、農業協同組合、漁業協同組合、事業協同組合十四団体から地域特産品の出願があった。

桜えびについては、漁業者で組織する由比港漁業協同組合から「由比桜えび」としてあり、桜えびの加工販売を行う事業者で組織する蒲原町桜海老商業協同組合、由比町桜海老商業協同組合、大井川港桜海老商業協同組合の三団体から市場に出回る台湾産のエビとの差別化もあり「駿河湾桜えび」として共同出願された。

そこで今回、組合のホームページを開設し駿河湾桜えびなどについて情報発信しようとしている大井川港桜海老商業協同組合の鈴木忠男理事長と面談し取材した。

## 組合から情報発信

今回、どうしてホームページを企画検討しようとしたのか尋ねてみると、「共同出願した本組合以外の二組合は、駿河湾桜えびの消費拡大を目指して既に組合のホームページを開設、組合員においても営業ツールとして自社のホーム

ページを積極的に活用する企業もある」と、まず本組合のIT活用の遅れを指摘した。

そうした中で「平成二一年六月の富士山静岡空港の開港もあって、駿河湾桜えび“や”しらす“などの特産品を全国に向けて情報発信しようとホームページを企画検討することになった」という。

現在、組合は補助事業を活用し、組合組織でIT支援活動を行う「いわたネット協同組合」のITコーディネーター、中小企業診断士の古山氏とWEBクリエイター鶴田氏の指導を受けている。

▼桜えび(釜あげ)



## ホームページの特徴

本組合は平成二一年八月からホームページの構成や掲載内容について意見を交わしてきた。

その特徴を鈴木理事長は、「駿河湾桜えび漁の由来、組合員店舗や取扱商品の説明、料理レシピは無論掲載する。他と異なるページは、全国の消費者を視野に、より広域的な消費拡大が図れるよう、組合員の取引先である県内外の飲食店や販売店の紹介ページがある」という。

更に、「地域の活性化には、県外からの交流人口を増やすことが肝要と考え、また地域への感謝の気持ちも込めて周辺の観光施設の紹介ページもある。完成は平成二二年三月下旬予定」と特徴を語った。

## 桜えびとその漁の由来

取材の中で鈴木理事長は、「桜えびとその漁の由来について聞かれたら、静岡県人としては非伝えて欲しい」と次のように熱く語った。

「桜えびは、唯一駿河湾で水揚げされる海産物である。富士川、安倍川、大井川の河川から清流が流れ込む駿河湾特有の地形が、桜えびの生育に適している」と伝えられている。

漁の始まりについては、「明治二七年由比の漁師が富士川の川尻沖漁場で浮樽なしで網をおろしたと

組合活性化情報

ころ、一石以上もの桜えびが入ったのをきっかけに、駿河湾の特産品として全国にその名を知られるようになり、毎年春秋に水揚げされるようになった」と由来を教えてください。

▼鈴木忠男理事長



風味で勝負駿河湾桜えび

続いて鈴木理事長は、台湾産のエビが業務用として出回っていることを憂慮し、「駿河湾桜えびを堪能する味わい方を積極的に情報発信したい」として説明してくれた。

台湾産のエビについて、「価格が安いことが業務用として出回る要因であるが、風味では負けない、特に新鮮な生の桜えびを是非食べて欲しい」とほほ笑んだ。

生は地元限定ではと尋ねると、「確かに生の桜えびは、鮮度の問題で産地の漁師やその周辺のごく

わずかな消費者に限ら食されていた。でも、冷凍冷蔵技術と輸送手段の進歩で、遠方の消費者にも届けることが可能となった。解凍すれば生同然の桜えびを味わうことができる。プリッとした食感と甘みは絶品」と自信の一端を見せた。

また、桜えびの調理方法について「生は、ちらしずし、山かけ、納豆や和えものとして。釜あげは、オムライス、お好み焼きなどに。素干しは、カラッと香ばしく、焼きそばへのトッピング、和えもの、酢ものとして味わって欲しい」と勧めてくれた。

最後に「昨年一二月秋漁が終わり、今年の三月から始まる春漁の新鮮な駿河湾桜えびを楽しみに来静して欲しい」と結んだ。

▼HP企画検討会議



売上の減少や原材料価格の高騰等により  
経営が悪化している中小企業者の皆様へ 県制度融資をご利用ください。

\*平成20年12月22日より、経済変動対策貸付の融資利率を0.2%引き下げています(~平成22年3月31日)。

融資対象者	県内において、原則として1年以上継続して同一事業を営んでいる中小企業者及び組合で、次のいずれかの要件に該当すること ・最近3か月間(6か月間)の売上高が前年の同期比で10%以上(5%以上)減少していること ・最近3か月間(6か月間)の売上高が2年もしくは3年前の同期比で15%以上(10%)以上減少していること ・最近3か月間の売上高に占める原材料等の仕入価格の割合が前年同期を上回り、最近3か月間の粗利益が前年の同期比で5%以上減少していること
資金使途	経営の安定を図るために必要となる設備資金及び運転資金
融資限度額	5,000万円
融資利率※ 【固定金利】	年1.5%(経営安定関連保証(5号)、緊急保証の場合) 年1.6%(普通保証)
保証料率※	県信用保証協会の保証付きとし、年0.6%(経営安定関連保証(5号)、緊急保証の場合) 年0.28%~1.2%(普通保証)(有担保の場合0.1%割引)
融資期間(据置期間)	10年以内(設備資金3年以内、運転資金2年以内)
償還方法	元金均等月賦償還又は元利均等月賦償還
担保及び保証人	県信用保証協会の取扱いによる
保証枠の取扱い	経済変動対策貸付と連鎖倒産防止貸付との合算で、無担保保証枠を1,000万円上乗せ

※特別小口保証を利用する場合は、融資利率が年1.5%、保証料率は年0.7%  
 ・各事業者が月ごとに管理している売上台帳、仕上台帳、試算表などが必要となります。  
 ・お申込みに際しては、金融機関の融資審査及び信用保証協会の保証審査があり、ご希望に添えない場合がございます。  
 ◆申込窓口・問合せ先◆ 【県内各取扱金融機関、静岡県中小企業団体中央会、商工会議所、商工会、(財)しずおか産業創造機構、静岡県産業部商工金融室(054-221-2519)(<http://www.pref.shizuoka.jp/sangyou/sa-540/seido/sikin-06.htm>)]





## 読者プラザ

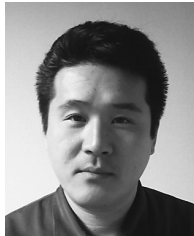
### 「考える」

静岡県東部青年中央会

理事 **影山三典**

(東芝機械協力協同組合青年部)

株式会社影山運輸 専務取締役



娘が3歳頃から「なんで? どうして?」と質問をしてることが度々ありました。自分の幼い頃もたぶん、そうであったと思いますが、大人になるとその感情も薄れ、固定観念で物事を見るが多くなった気がします。

トーマス・エジソンが少年時代に「1+1はどうして2なの?」と教師に質問したのは有名な話。誰もが当たり前に思っていたことに、彼は疑問を懐き、事あるごとに「なぜ?」を連発して大人を困らせたそうです。しかし、母親だけはそれを理解して共に考え、エジソンを発明王に育てました。「なぜ成功しない人がいるか」といって、それは考える努力をしないからだ。エジソンの言葉です。

私も日々の生活で、「そうなんだ」ではなく「なぜ、そうなんだ?」と疑問や興味を持って見ることが出来れば、少しは柔軟性が養われて、時にはいいアイデアが生まれるのでは? そんなことを考えています。たとえば「マンホールの蓋はどうして丸いのか?」なんて事を…。



## 新設組合紹介

### コスト削減を通じ、 経営の健全化を

駿河テクノ協同組合

富士宮市

小林智明 理事長



組合員は、富士宮市・富士市で空調機器や自動車部品などの金属製品製造を行う5社。かつては、富士市の大手電化製品メーカーの協力業者で組織する組合のメンバーとしてともに活動。組合解散後も任意グループとして情報交換を活発に行ってきた。

現在、組合員を取り巻く環境は、世界同時不況などの影響により、各社とも売上が減少し、取引先から提示される取引価格も大きく下落するなど、かつてない厳しい状況下にある。

こうした中、コスト削減などを通じた経営の健全化を図るため、法人化に踏み切った。

組合では、組合員の事業に必要な備品や消耗品などを一括購入し、安価で供給することで大幅なコスト削減を図る。さらに、組合員のプレス機械などの定期点検を組合が窓口となり、専門業者に斡旋するなど、組合員の経営健全化に大きな役割を果たしていく考えだ。



## 編集室 便り

特集で紹介した本会指導員による「総会チェックメモ」。誌面で取り上げた項目のほか、組合員数の変化や総会資料に記載される教育情報事業費、当期利益の額など15項目から成り、組合の総会に招かれる指導員は必ず持参する。

組合ごとのチェックシートは集計・加工され、県内組合の総会事情や傾向がひと目でわかる。

例えば、5年前、会場にホテルや旅館など民間施設を選んだ組合は、65%近くだったが、昨

年は57%と低下。不況による経費削減の影響であろうことが察せられる、といった具合だ。

しかし、それ以上に重宝するのは、総会資料だけでは分からない、業界動向や組合運営に関する情報である。指導員が総会で見聞きした貴重な情報が端的に記され、ここから新たな事業展開につながったという例も少なくない。

今後も本誌の情報源として大いに活用していきたい。(住川)

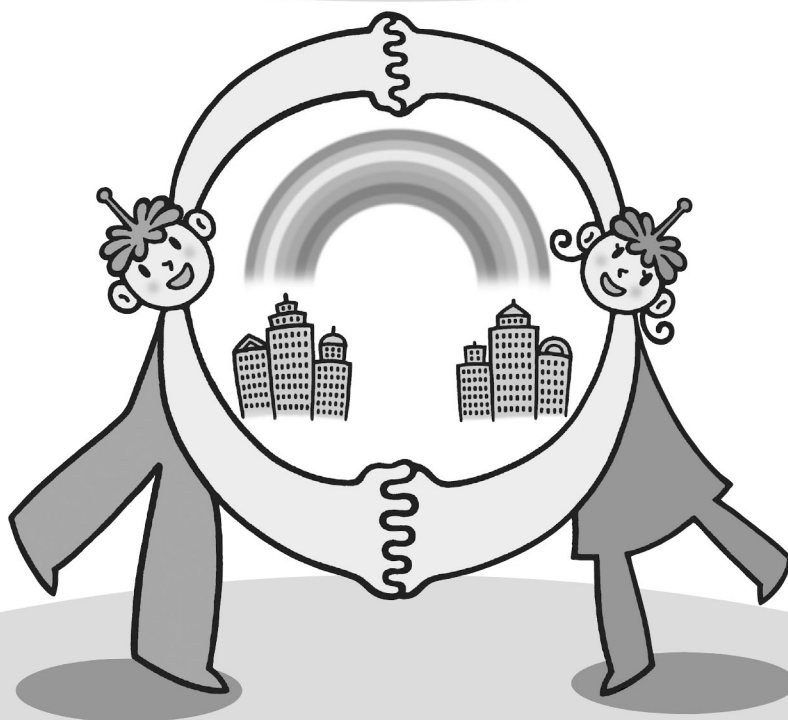
## 中小企業静岡 3月号 (通巻676号)

●発行人 / 静岡県中小企業団体中央会 〒420-0853 静岡市葵区追手町44-1 TEL/054-254-1511 FAX/054-255-0673  
東部事務所 〒410-0881 沼津市八幡町7番1号 TEL/055-963-4511 FAX/055-963-8307  
西部事務所 〒430-0929 浜松市中区中央1丁目17-19 TEL/053-453-2195 FAX/053-453-2198

●中央会ホームページ <http://www.siz-sba.or.jp/> ●E-mailアドレス [joho-kikaku@siz-sba.or.jp](mailto:joho-kikaku@siz-sba.or.jp)  
皆様のご意見をお待ちしております。(TEL、FAX等でもお受け致します。)

# 企業間の労働移動の 支援をしています。

会員企業のお役に立つ優秀な人材が多数登録されています。  
お気軽にご相談ください。



失業なき労働移動のサポーター

☎ <054> 255-1343

詳しい情報はインターネットでどうぞ <http://www.sangyokoyo.or.jp/>

出向・移籍の専門機関



財団  
法人

産業雇用安定センター 静岡事務所

静岡市葵区追手町5-4 アーバンネット静岡追手町ビル1F



# 家族のしあわせを しっかりささえる ローンをえらぼう。

〈ろうきん〉

## 住宅ローン



〈ろうきん〉住宅ローンは

### 選べる返済プラン

【固定金利選択型】

3年固定型 5年固定型 10年固定型

【変動金利型】

- ご融資金額／最高1億円
- ご返済期間／最長35年間

【長期固定金利型】

〈ろうきん〉住宅ローン「フラット35」

- ご融資金額／最高8,000万円
- ご返済期間／最長35年間

安心の  
団体信用生命保険付き  
保険料は〈ろうきん〉が負担

※ご融資残高が保険金額の上限となります。

さらに!

もうワンランク上の安心には  
三大疾病・障害 特約付き  
団体信用生命保険も取扱中。

※ご利用時は通常の場合と金利が異なります。

マイホームの夢の  
実現に

新築や住宅購入、  
リフォーム、土地購入、  
マンションや中古住宅にも  
ご利用いただけます。

初めてご利用される方も  
お気軽にご相談ください。

毎週水曜日 夕方

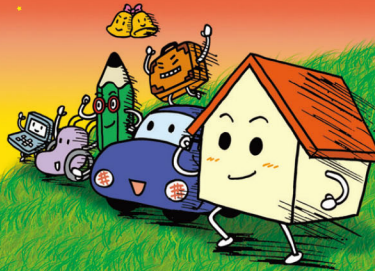
県内〈ろうきん〉の  
全27営業店で開催中!

「平日の夕方の時間を  
利用して相談を…」  
というお客様のために

〈ろうきん〉全店OPEN!  
水曜よりみち相談会

17:00~19:00

ご予約不要  
直接  
ご来店ください!



毎週日曜日

県内〈ろうきん〉の  
ローンセンターで開催中!

「日曜にじっくり  
時間をかけて相談を…」  
というお客様のために

平日いそがしいあなたに、毎週日曜日はローン相談デー!

日曜のんびり相談会

9:00~12:00 13:00~16:00 (毎週日曜開催)

予約制です

ご予約は  
直接ローンセンターまたは  
下記のフリーダイヤルまで



※いずれの相談会も、一部開催しない日がございます。

みなさまの暮らしのお役に立つ、〈ろうきん〉のローンです。

マイカー、リフォーム、レジャーなど  
いろいろ使える!

くらし応援ローン  
役立宣言

お子さまの入学を応援します!

教育ローン  
ファイト

そのすべてに、  
働く人の視点。

**R ろうきん**  
静岡県労働金庫

お問い合わせ・ご予約は

ビホバ de ろうきん 携帯電話からでもOK!  
フリーダイヤル 平日 9:00~18:00  
**0120-609-123**  
インターネットホームページ  
<http://shizuoka.rokin.or.jp>